

令和元年台風第15号及び第19号の被災者に対する無償提供住宅について



令和元年10月17日
千葉県教育庁企画管理部福利課
電話：043-223-4125

県教育委員会では、令和元年台風第15号の被災者の方に対し、県教職員住宅の無償による受け入れを行っていますが、台風第19号の被災者の方に対しても、同様に無償の受け入れを行うこととします。

1 提供住宅（2教職員住宅10戸）

教職員住宅名 所在地	間取り	合計 戸数	入居可能 戸数
鎌取教職員住宅（3DK） 千葉市緑区辺田町 139-1	3DK	3	3
和田教職員住宅（3DK） 南房総市和田町松田 632-3	3DK	7	3

※和田教職員住宅については、4戸の入居申込みを受け付け済み。

2 入居条件

- (1) 入居資格 台風第15号及び第19号により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方
- (2) 使用期間 原則6ヶ月。（最長1年まで更新可）
- (3) 使用料 住宅貸付料、駐車場使用料を免除
（但し、光熱水費、共益費は自己負担）

3 受付

順次、受付を行っています。

4 入居開始

所定の申請書及び証明書類を提出の上、入居許可を受けた方から、順次、入居が可能

5 申込・お問い合わせ先

千葉県教育庁企画管理部 福利課厚生班

電話043-223-4123

（土日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで受付）

6 その他

お風呂は備え付けです。

ペット飼育禁止等、入居に当たって必要な注意事項を遵守していただきます。